

2017年6月5日 全8頁

電子決済等代行業、オープンAPIに関する 銀行法改正法の概要

金融調査部 主任研究員
横山 淳

[要約]

- 2017年5月26日、「銀行法等の一部を改正する法律」が可決、成立した。同法は、金融審議会の金融制度ワーキング・グループでの議論を踏まえて、電子決済等代行業者を巡る規制の整備を行うものである。
- 電子決済等代行業者とは、中間的業者とも呼ばれるもので、主に、顧客サイドからの委託を受けて、顧客と銀行等の間でサービスを提供する業者のことである。
- 具体的なイメージとしては、例えば、顧客が口座を開設している複数の銀行等から口座情報を取得し、それらを統合・解析した形で顧客のスマートフォン上に一覧表示するサービスを行う業者が知られている。また、顧客に代わって、銀行等に対して指定された相手に対する振替指図（例えば、電子モールでの支払い、公共料金の支払い、携帯番号等を使った送金（宴会の「割り勘」）など）を行うサービスを、スマートフォン等を通じて提供する業者なども、これに該当すると考えられる。
- 具体的な規制の内容としては、①電子決済等代行業者（中間的業者）に対する登録制の導入、②銀行等による電子決済等代行業者との契約締結基準の作成・公表と電子決済等代行業者に対する不当な差別的取扱いの禁止、などが盛り込まれている。
- 同法の主要部分は、公布日から起算して1年を超えない範囲の政令指定日から施行される。
- なお、上記②の改正に関連して、銀行等に対し、(A)公布日から9か月を経過する日までに電子決済等代行業者等との連携及び協働に係る方針を決定・公表すること、(B)（電子決済等代行業者等との間で電子決済等代行業等に係る契約を締結しようとする場合）施行日から2年を超えない範囲内の政令指定日までにオープンAPIに関する体制整備に努めること、も定められている。

はじめに

2017年5月26日、「銀行法等の一部を改正する法律」（以下、銀行法等改正法）¹が、参議院本会議において可決され、成立した²。6月2日に公布されている³。

これは、2016年12月27日に公表された金融審議会の金融制度ワーキング・グループの報告（以下、金融制度WG報告）⁴を踏まえて、銀行法などの改正を行うものである。金融制度WG報告は、FinTechの進展への対応の観点などから、金融機関とFinTech企業とのオープン・イノベーションを進めていく上で、例えば、次のような制度的枠組みの整備を提言していた。

- ①電子決済等代行業者に対する規制の整備
- ②金融機関におけるオープンAPI（注）に対応できる体制の整備
- ③電子決済等代行業者規制導入を受けた銀行代理業規制の取扱い

（注）API（Application Programming Interface）とは、「銀行以外の者が銀行のシステムに接続し、その機能を利用することができるようにするためのプログラムを指し、このうち、銀行がFinTech企業等にAPIを提供し、顧客の同意に基づいて、銀行システムへのアクセスを許諾することを『オープンAPI』という」とされている（金融制度WG報告脚注8）。誤解を恐れず要約すれば、FinTech企業等が、顧客からパスワードなどを受領し、用いなくても、一定の条件の下で、銀行システムにアクセスできるための仕組みと言えらる。

「電子決済等代行業者」とは、「中間的業者」とも呼ばれるもので、主に、顧客からの委託を受けて、その顧客と銀行等の間でサービスを提供する業者のことである。

具体的なイメージとしては、例えば、顧客が口座を開設している複数の銀行等から口座情報を取得し、それらを統合・解析した形で顧客のスマートフォン上に一覧表示するサービス（口座管理サービス、口座情報サービス）を行う業者が知られている。また、顧客に代わって、銀行等に対して指定された相手に対する振替指図（例えば、電子モールでの支払い、公共料金の支払い、携帯番号等を使った送金（宴会の「割り勘」）など）を行うサービス（決済指図伝達サービス）を、スマートフォン等を通じて提供する業者なども、これに該当すると考えられる。

これらのサービスは、銀行サイドではなく、あくまでも顧客サイドから委託を受けて行うものであるため、銀行からの委託を受けて預金・融資・為替に関する契約の代理等を行う「銀行代理業」とは異なるものと位置づけられている。

銀行法等改正法は、これまで特段の規制が課されていなかった電子決済等代行業者に対して、内閣総理大臣の登録を受け、一定の規制に服することを求めると同時に、既存の金融機関に対

¹ 提出時の法案は、金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>）に掲載されている。

² 衆議院では、2017年5月11日に本会議で可決されている。

³ 平成29年6月2日付官報号外第116号。

⁴ 金融庁のウェブサイト（http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20161227-1.html）に掲載されている。なお、拙稿「FinTech、電子決済等代行業者などを巡る金融制度WG報告書の概要」（2017年1月5日付大和総研レポート）も参照（http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20170105_011569.html）。

しても、オープン API に対応できる体制の整備などを通じて、電子決済等代行業者とのオープン・イノベーションに取り組むことを促すものだけということができるだろう。

銀行等改正法が定める電子決済等代行業者に対する規制の内容については、EU において、2015 年、決済サービス指令（Payment Services Directive）が改正され、「電子決済等代行業者」に相当する「決済指図伝達サービス提供者（PISP）」や「口座情報サービス提供者（AISP）」に対する規制の枠組みが整備されたことも参考にされた模様である⁵。

銀行法等改正法のポイント

銀行法等改正法の内容は多岐にわたるが、主なポイントをまとめると次のようになる。

1. 電子決済等代行業に係る制度整備（注1）

(1) 電子決済等代行業（注2）に対する登録制の導入

- 電子決済等代行業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない（電子決済等代行業の登録義務）（銀行法等改正法に基づく銀行法 52 条の 61 の 2）
- 登録申請に当たっては、登録申請書（商号・名称等、（法人の場合）役員の氏名、電子決済等代行業を営む営業所等の名称・所在地などを記載）、添付書類（電子決済等代行業の業務の内容・方法、（法人の場合）定款・登記事項証明書など）を内閣総理大臣に提出する（同 52 条の 61 の 3）。内閣総理大臣は、登録申請者が、登録拒否事由（必要な財産的基礎を有しない、業務体制の不備、外国法人であって国内における代表者・代理人を定めていないなど）に該当するときは、登録を拒否しなければならない（同 52 条の 61 の 5）

(2) 電子決済等代行業者に対する規制

- 電子決済等代行業者に対して、次のような規制を課す（銀行法等改正法に基づく銀行法 52 条の 61 の 8）
 - 利用者に対する説明（電子決済等代行業者の権限に関する事項、損害賠償に関する事項、苦情・相談に応じる営業所・事務所の連絡先など）
 - 銀行が営む業務との誤認防止措置
 - 電子決済等代行業に関して取得した利用者情報の適正な取扱い・安全管理

⁵ 平成 28 年 10 月 28 日開催金融制度ワーキング・グループ（第 3 回）資料 1「事務局説明資料」（http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/financial_system/siryou/20161028.html）など参照。

—業務の外部委託を行う場合における業務の健全・適切な運営を確保するための措置
など

○電子決済等代行業者は、利用者のため誠実にその業務を遂行しなければならない（誠実義務）
（同 52 条の 61 の 9）

○電子決済等代行業者は、電子決済等代行業を行う前に、銀行との間で契約を締結して、次の
事項を定めなければならない（電子決済等代行業者の銀行等との契約締結義務）（同 52 条の
61 の 10）

—利用者に損害が生じた場合における賠償責任の分担

—業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い・安全管理のために行う措置等
など

○銀行及び電子決済等代行業者は、上記の契約を締結した場合は、遅滞なく、所定の事項（損
害賠償責任の分担、利用者情報の安全管理など）を、インターネットの利用その他の方法に
より公表しなければならない（同前）

(3) 電子決済等代行業者に対する監督

○電子決済等代行業者に対して、帳簿作成・保存義務、報告書作成・提出義務を課す（銀行法
等改正法に基づく銀行法 52 条の 61 の 12、13）

○当局による電子決済等代行業者に対する監督権限（業務改善命令、業務停止命令、報告徴取、
立入検査など）を整備する（同 52 条の 61 の 14～17）

(4) 認定電子決済等代行事業者協会

○電子決済等代行業者の自主規制機関として、認定電子決済等代行事業者協会に関する規定を
整備する（銀行法等改正法に基づく 52 条 61 の 19～29）

(5) 銀行（注3）におけるオープン・イノベーションの推進に係る措置

○銀行は、電子決済等代行業者との連携・協働に係る方針を策定・公表しなければならない（電
子決済等代行業者との連携・協働に係る方針の決定・公表）（銀行法等改正法附則 10 条）

○銀行は、前記(2)の電子決済等代行業者との契約を締結するに当たって、電子決済等代行業者
との接続に係る基準（注4）を作成・公表しなければならない（銀行法等改正法に基づく銀行
法 52 条の 61 の 11）

○銀行は、上記の基準を満たす電子決済等代行業者に対し不当に差別的な取扱いを行ってはな

らない（同前）

○前記(2)の電子決済等代行業者との契約を締結しようとする銀行等は、電子決済等代行業者が、利用者から識別符号等（注5）を取得することなく電子決済等代行業を営むことができるよう、体制の整備に努めなければならない（オープン API 導入に係る努力義務）（銀行法等改正法附則 11 条）

2. その他

(1) 外国銀行支店の事業年度に関する特則

○外国銀行支店に係る事業年度は、現状の「4月1日から翌年3月31日までの期間」に加え、外国銀行本店の事業年度の期間と同一の期間とすることを認める（銀行法等改正法に基づく銀行法 47 条の 4）

(2) 銀行代理業者が行う変更届出義務の緩和

○銀行代理業者の変更届出義務について、一定の条件を満たす場合（注6）には、変更届出を不要とすることとする（銀行法等改正法に基づく銀行法 52 条の 39）

（注1）ここでは、便宜上、銀行法上の電子決済等代行業を中心に記載しているが、同様の改正は、銀行法以外に、例えば、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法、株式会社商工組合中央金庫法などについても行われている。

（注2）「電子決済等代行業」は、厳密には、次の①、②に掲げる行為（預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う①に掲げる行為その他の利用者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして内閣府令で定める行為を除く）のいずれかを行う営業と定義されている（銀行法等改正法に基づく銀行法 2 条 17 項）。

①銀行に預金の口座を開設している預金者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことの当該銀行に対する指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達（当該指図の内容のみの伝達にあつては、内閣府令で定める方法によるものに限る。）を受け、これを当該銀行に対して伝達すること

②銀行に預金又は定期積金等の口座を開設している預金者等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該銀行から当該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者等に提供すること（他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。）

これらのうち、①が EU の決済サービス指令における「決済指図伝達サービス提供者（PISP）」、②が「口座情報サービス提供者（AISP）」を念頭に置いたものと考えられる。

（注3）銀行以外に、例えば、信用協同組合、信用金庫、労働金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫などについても同様の規定が設けられているが、ここでは割愛する。

（注4）基準には、利用者情報の適正な取扱い・安全管理のために行うべき措置その他の内閣府令で定める事項が含まれるものとする（銀行法等改正法 52 条の 61 の 11 第 2 項）。

（注5）「識別符号等」とは、銀行等が、電子情報処理組織を利用して行う役務の提供に際し、その役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別するために用いる符号その他の情報をいう、とされている（銀行法等改正法附則 11 条 2 項）。ID やパスワードなどが想定されているものと考えられる（金融制度 WG 報告 p. 5 など参照）。

（注6）具体的には、一時的な営業所の位置変更について届出を不要とすることが想定されている（金融制度 WG 報告 p. 12、金融庁「『銀行法等の一部を改正する法律案』に関する説明資料」（平成 29 年 3 月、<http://www.fsa.go.jp/common/diet/193/01/setsume.pdf>） p. 2）。

なお、銀行法等改正法に関連して、衆議院財務金融委員会及び参議院財政金融委員会において、次の事項について、政府に対して配慮を求める附帯決議が行われている。

【衆議院財務金融委員会（平成 29 年 4 月 28 日）】

一 本法に基づく制度の運用に当たっては、情報通信技術の急速な進展等を踏まえ、金融機関と金融関連 IT 企業等との適切な連携・協働の推進及び利用者保護の観点から、実効性のある検査及び監督体制を整備すること。

その際、優秀な人材の確保と職員の専門性の向上を図るとともに、必要な定員の確保及び機構の整備に努めること。

(出所) 衆議院財務金融委員会「銀行法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」(平成 29 年 4 月 28 日)。下記の衆議院ウェブサイト(財務金融委員会の会議録議事情報第 193 回第 16 号)。

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/009519320170428016.htm

【参議院財政金融委員会（平成 29 年 5 月 25 日）】

一 フィンテックが急速に進展する中で、IT 企業等を含む多様な参加者による金融サービスのイノベーション促進を支援する観点から、電子決済等代行業者等に関する規制については、関係事業者等から十分に情報収集した上で、目的に照らして必要最小限とすること、新規参入に対する過度の障壁としないこと、報告徴求・検査等が関係事業者等の活動やイノベーションを阻害しないこと等に留意するとともに、利用者保護やシステムの安定性等にも配慮し、関係省庁が適切かつ機動的な対応を進めること。

一 オープン API による金融機関と電子決済等代行業者との接続の推進が、イノベーション促進、利用者保護、システムの安定性等の観点から重要であることに鑑み、銀行代理業規制の適用範囲の適切な設定、金融機関及び関係事業者等によるオープン API 普及に向けた取組の支援等の環境整備に努めること。

一 本法に基づく金融機関及び電子決済等代行業者等に対する規制については、金融機関及び電子決済等代行業者等において相応のシステム対応等が必要になることから、施行までに適切な準備期間を確保できるよう配慮すること。

一 利用者保護の観点から、フィンテック等に係るシステム障害等によって利用者に損害が及ぶことのないよう、金融機関及び電子決済等代行業者等に対して適切な指導等を行うこと。

一 本法に基づく制度の運用に当たっては、情報通信技術の急速な進展等を踏まえ、金融機関と金融関連 IT 企業等との適切な連携・協働の推進及び利用者保護の観点から、実効性のある検査及び監督体制を整備すること。

その際、中小・地域金融機関等の検査及び監督を主に担当する財務局も含め、優秀な人材の確保と職員の専門性の向上を図るとともに、必要な定員の確保、高度な専門的知識を要す

る職務に従事する職員の処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に努めること。

(出所) 参議院財政金融委員会「銀行法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」(平成 29 年 5 月 25 日)。
参議院ウェブサイト (http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/current/f067_05251.pdf)。

FinTech 進展を踏まえたイノベーション促進、利用者保護、システムの安定性等に配慮した規制対応(参議院財政金融委員会の附帯決議(以下、参院附帯決議)1点目)、オープン API 普及に向けた取組みの支援(参院附帯決議2点目)、金融機関及び電子決済等代行業者のシステム対応等に配慮した施行までの適切な準備期間の確保(参院附帯決議3点目)、利用者保護の観点からの金融機関及び電子決済等代行業者等に対する適切な指導(参院附帯決議4点目)、情報通信技術の急速な発展等を踏まえた、実効性のある検査・監督体制の整備(衆議院財務金融委員会の附帯決議、参院附帯決議5点目)が取り上げられている。

私見ではあるが、イノベーション促進、利用者保護、システムの安定性等の適切なバランスを取る(参院附帯決議1点目参照)は、今後の FinTech を巡る規制の整備を進める上でも、特に重要な論点となるものと考えられる。

施行日

銀行法等改正法の主要部分は、公布日から起算して1年を超えない範囲の政令指定日から施行することが予定されている(銀行法等改正法附則1条)。

なお、例えば、次のような経過措置が設けられている。

(電子決済等代行業の登録義務)

施行の際現に電子決済等代行業を営んでいる者については、原則、施行日から起算して6月間は、内閣総理大臣の登録を受けなくても、引き続き、電子決済等代行業を営むことができる(銀行法等改正法附則2条1項)。

(電子決済等代行業者の銀行等との契約締結義務)

電子決済等代行業者のうち、口座管理サービス(口座情報サービス)^(注)のみを行っている者については、施行日から起算して2年を超えない範囲の政令指定日まで(銀行等との契約締結義務を)猶予する(同附則2条4項)。

(銀行等の電子決済等代行業者との連携・協働に係る方針の策定・公表)

公布の日から起算して9月を経過する日までに方針を決定し、これを公表しなければならない(同附則10条1項)。

(銀行等のオープンAPI導入に係る努力義務)

施行日から起算して2年を超えない範囲の政令指定日までに導入できるよう体制整備に努める(同附則11条1項)。

(注) 銀行法等改正法に基づく銀行法2条17項2号に該当する業務。前記「銀行法等改正法のポイント」(注2)①参照。